

「神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正の概要」について

1 改正の主旨

- (1) 国では、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、令和3年5月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法：令和3年法律第44号。）による改正により措置を講じて、沿岸漁業改善資金制度の見直しを行いました。

このたび、県は、国の通知をもとに、下記改正の概要の通り神奈川県沿岸漁業改善貸付規則の一部を改正することとしました。

- (2) 国では、東日本大震災被災地域における農林水産関係インフラについて、復旧はおおむね完了している一方で、原子力被災地域については当面10年間、本格的な復興・再生に向けて、生活環境の整備や事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進めることとしています。

このたび、県は国の通知をもとに、東日本大震災の復旧・復興のための資金需要に引き続き適切に対応するため、特例措置の対象者を原子力災害による被害を受けている者に改めるとともに、融資対象期日を延長する改正を行うこととしました。

2 改正の概要

- (1) 資金略称の追加

経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の対象となる措置の略称として、経営改善措置、生活改善措置及び青年漁業者等養成確保措置を定め、関連する条文を改めるもの。

- (2) 計画認定制度の導入

貸付けを受けようとする者の資金使途に係る計画について、都道府県がその政策適格性の審査を行い、これを認定した場合にのみ、改善資金の貸付けを受けられることとする仕組みを導入し、様式の追加を定め、資格認定の取消にあっては期限前償還を定めるもの。

貸付資格申請および認定の流れ、追加様式は別紙の通り。

(3) 東日本大震災特例の延長

別表第1備考中、東日本大震災による影響を受けたものの範囲を1年拡大する。

(4) その他

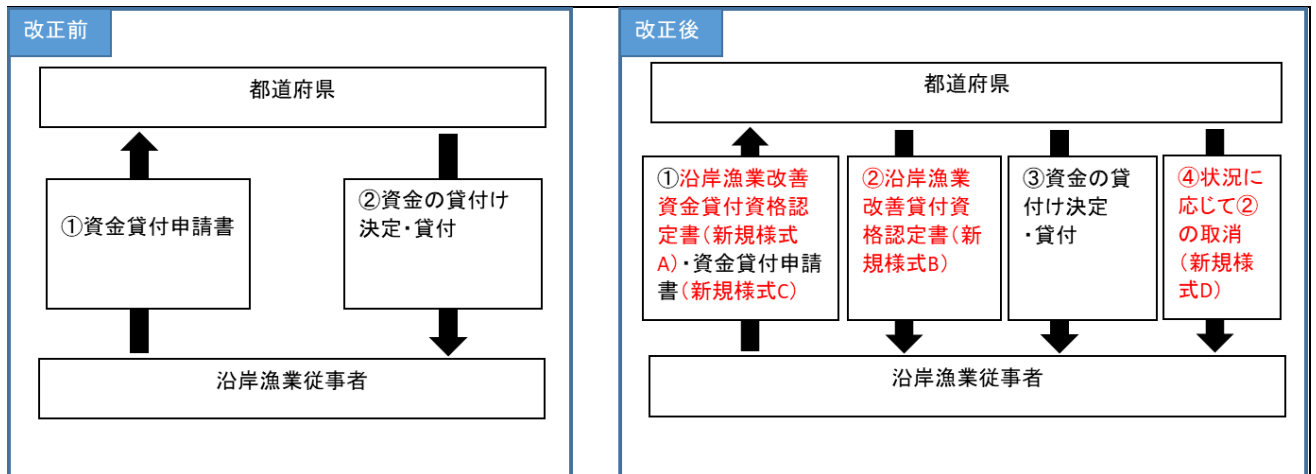
船舶安全法の改正により、規則中別表第2（第12条関係）内の船舶安全法第6条ノ4第1項を 船舶安全法第6条ノ5第1項に改める。

3 施行の時期

公布日と同日

別紙

ア、貸付資格申請および認定の流れ



イ、追加様式

新規様式 A

第 1 号様式（第 7 条の 2 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

経 由 機 関	漁業協同組合
経由年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者 住 所
郵便番号
氏 名 〔法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

経営等改善資金（生活改善資金・青年漁業者等養成確保資金）の貸付資格の認定を受けたいので申請します。

新規様式 B

第 6 号様式の 5（第 8 条の 2 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事（氏 名）印

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

年 月 日付けで申請のありました沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付資格については、これを認定しましたので通知します。

新規様式C

第6号様式の6（第9条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

経由機関	漁業協同組合
経由年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者 住 所
郵便番号

氏 名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり経営等改善資金（生活改善資金・青年漁業者等養成確保資金）の貸付けを受けたいので申請します。

資金の種類	申請額 千円	償還期間 年	据置期間 年	資金交付希望日 月日	貸付に係る事業	
					事業量	事業費 千円

(裏)

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申 請 者 と の 関 係

担保物件	
------	--

償 還 計 画						
償還期日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償還金額	円	円	円	円	円	円

償還期日	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償還金額	円	円	円	円	円	円

申 請 者 の 概 要	
氏名、生年月日及び年齢 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	年 月 日 (歳)
漁業開始の時期	年 月 日
主な漁業の種類	
資本金の額又は出資の総額 (法人又は団体に限る。)	千円
常時使用する従業者数	人

新規様式D

第11号様式の2 (第12条の2 関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第 年 月 日

様

神奈川県知事 (氏 名) 印

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で認定しました沿岸漁業改善資金 (資 金) の貸付資格については、次の理由により認定を取り消します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6 か月以内に、神奈川県を被告として (訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6 か月以内となります。

(理 由)